

議案1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について
1-4 みなとみらい21地区での催事に伴う規格外広告物について

1 経緯

- (1) 今年の夏休み時期にみなとみらい21地区では、キャラクターを様々な場所で展開する催事を実施します。
- (2) このキャラクターの表示は、屋外広告物に該当します。このため、市条例及び規則の規格が適用されますが、一部（バルーン型の広告板及び船舶のラッピングが規格を超えていること、日本丸への掲出が禁止区域への掲出となること）が条例及び規則に適合していないため、本審議会の意見をうかがう案件となります。

2 事務局としての考え方

- (1) この催事は、横浜市と事業者が協定を締結し、観光客誘致と地区の回遊性向上を目的とするものであることから、「公益上の理由その他の理由」に該当すると考えられます。
- (2) キャラクター自体は、子どもから大人まで広く認知されており、キャラクターそのものの展示を中心に短期間の催事が多いことから、「景観を阻害しない」ものと認められます。

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(禁止地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲並びに指定され、又は仮指定されたものの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

(広告物等に係る基準等)

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等
- (2) 建築物から突出する形式の広告物等
- (3) 広告旗
- (4) 立看板等
- (5) 広告塔及び広告板
- (6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等
- (7) アーチを利用する広告物等
- (8) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
- (9) アドバルーン
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める広告物等

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内的の広告物等は、当該各号に掲げる事項又は基準に適合しなければならない。

(1) 景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項が定められた同条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の区域 当該景観計画に定められた同号イに掲げる事項

(2) 景観保全型広告物規制地区の区域 第11条第2項の規定により定められた基準

3 第1項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域のうち、第10条第2項の規定により基準が定められた区域内的の第1項各号に掲げる広告物等は、当該基準に適合しなければならない。

4 前2条の規定は、前3項の基準又は事項に適合しない部分を有する広告物等について準用する。

(許可の特例)

第 19 条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第 9 条第 2 項(前条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第 9 条第 1 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第 47 条第 1 項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

No	ページ数	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・撤去含む）	掲出日数	基数	広告物上の種別	特例許可を要する理由	
A	1	4	コスモワールド 新港	カップヌードルミュージアムパーク	バルーン H2	2014.8.7~2014.8.19	13	10	広告板	規格を上回る表示面積
	2	6	コスモワールド 新港	園内	バルーンふわふわ H9	2014.8.8~8.10 2014.8.15~8.18	7	1	広告板	規格を上回る表示面積
	3	8	コスモワールド 新港	園内	観覧車ラッピング	2014.7.17~2014.9.10	56	3	壁面看板	
B	1	12	コスモワールド 中央	園内	バルーンふわふわ H9	2014.8.8~2014.8.18	11	1	広告板	規格を上回る表示面積
	2	14	コスモワールド 中央	園内	遊具「ツェペリン」ラッピング	2014.7.17~2014.9.10	56	1	壁面看板	
	3	15	コスモワールド 中央	園内	園内フラッグ	2014.7.17~2014.9.10	56	38	バナーフラッグ	
C	1	17	横浜赤レンガ倉庫	広場A(二棟間)	海の家 装飾・什器(椅子など)類	2014.7.30~2014.9.2	35	1	屋上看板等	
	2	18	横浜赤レンガ倉庫	広場A(二棟間)／B	バルーンふわふわ H9	2014.8.8~2014.8.18	11	2	広告板	規格を上回る表示面積
	3	19	横浜赤レンガ倉庫	広場B	ラッピングカー(ピカチュウカー)	2014.8.8~2014.8.18	11	1	車体利用広告	
	4	4	横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーン H2	2014.8.8~2014.8.18	11	2	広告板	規格を上回る表示面積
D	1	21	桜木町駅前広場	イベントスペース	駅前インフォメーションテント	2014.8.8~2014.8.18	11	1	—	
	2	22	桜木町駅前広場	イベントスペース(10日間限定)	ラッピングバス(ピカチュウバス)	2014.8.8~2014.8.18	11	1	広告板	
E	1	23	海域	横浜港	シーバス ラッピング	2014.7.11~2014.9.10	62	1	車体利用広告	規格を上回る表示面積
F	1	26	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 マストフラッグ	2014.8.8~2014.8.18	11	41	バナーフラッグ	禁止区域内
	2	30	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 船首横断幕	2014.8.8~2014.8.18	11	2	バナーフラッグ	禁止区域内
	3	32	日本丸	日本丸メモリアルパーク	掲揚ポール フラッグ	2014.8.8~2014.8.18	11	21	バナーフラッグ	

第 53 回横浜市屋外広告物審議会 附属資料

1-4 みなとみらい 2 1 地区での催事に伴う規格外広告物について

「ピカチュウ大量発生チュウ！ at 横浜みなとみらい」等への協力・連携について

1 協力・連携の経緯

本年4月、(株)ポケモンコミュニケーションズから、政策局共創推進課が所管する公民連携提案窓口「共創フロント」を通じて、同社が今夏に、みなとみらい21地区において、「ピカチュウ大量発生チュウ！ at 横浜みなとみらい」（以下「本イベント」）を開催するにあたり、本市との公民連携により進められないかとの相談・提案がありました。

本市では、本イベントが、以下のとおり、高い公益性があり、その成功が市の施策の推進に大きく寄与するものであると考え、公民連携事業の一つとして協力・連携を行うこととし、取り組んでいます。

2 本イベントの公益性

本イベントは、国内外で非常に高い知名度と人気のあるキャラクターを活用したものであり、横浜で開催されることにより、街の魅力・賑わいの向上や集客効果などが大いに期待されます。

また、同時期に開催される横浜トリエンナーレや東アジア文化都市などの本市の文化観光施策等との連携を図るとともに、同社による地域貢献の一環として、市内保育園・幼稚園への同キャラクター着ぐるみ訪問なども実施します。

これらの取組みは、観光振興や地域活性化など、本市の行政目的に大きく資するものであるとともに、市内の民間事業者への経済効果や、子ども達をはじめとした市民や夏休みの観光客への賑わい提供など、広く一般に利益があるものであり、本イベント開催及びその関連事業の実施は、高い公益性があるものと考えています。

3 協力・連携の内容

(1) 「ピカチュウ大量発生チュウ！ at 横浜みなとみらい」の実施協力

(2) 本市施策・施設での連携

- ① 東アジア文化都市イベント（日中韓ヨコハマ砂の彫刻展など）での連携
- ② 横浜マリンタワーへの集客向上のための連携
- ③ 横濱001グッズの販売促進のための連携
- ④ 帆船日本丸・横浜みなと博物館の集客向上に向けた連携

(3) ポケモンスマイルスクールの市内展開

市内認可保育園・幼稚園へのキャラクター（ピカチュウ）訪問、プレゼント実施

4 協力・連携の位置づけ

(1) 本市と(株)ポケモン（提案者(株)ポケモンコミュニケーションズの親会社）との間での協力・連携関係を明確にするための「協力協定」をH26.6.13付で締結

(2) 本イベントの一部を、「東アジア文化都市2014」のパートナー事業に位置付け

(3) 本イベントへの後援

ピカチュウ大量発生チュウ！
at 横浜みなとみらい

申請用図面集

2014.06.19作成
2014.06.26更新

株式会社ポケモンコミュニケーションズ



全体配置（一覧表）

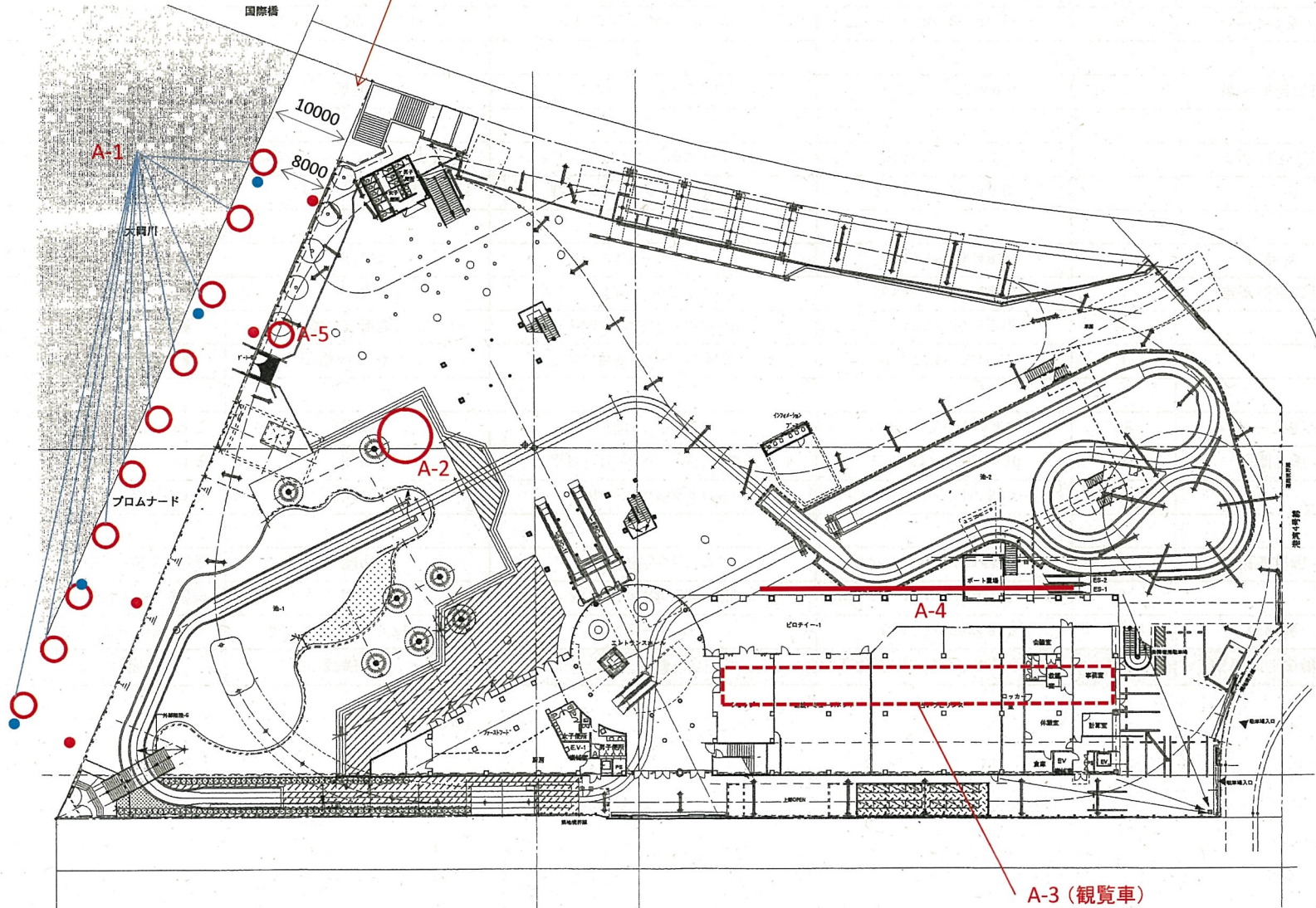
No	場所	詳細場所	仕様	設置期間（搬入・撤去含む）	基数	広告物上の種別	
A	1	コスモワールド 新港	カップヌードルミュージアムパーク	バルーン H2	2014.8.7～2014.8.19	10	広告板
	2	コスモワールド 新港	園内	バルーンふわふわ H9	2014.8.8～8.10 2014.8.15～8.18	1	
	3	コスモワールド 新港	園内	観覧車ラッピング	2014.7.17～2014.9.10	3	壁面看板
B	1	コスモワールド 中央	園内	バルーンふわふわ H9	2014.8.8～2014.8.18	1	
	2	コスモワールド 中央	園内	遊具「ツェッペリン」ラッピング	2014.7.17～2014.9.10	1	壁面看板
	3	コスモワールド 中央	園内	園内フラッグ	2014.7.17～2014.9.10	38	バナーフラッグ
C	1	横浜赤レンガ倉庫	広場A(二棟間)	海の家 装飾・什器(椅子など)類	2014.7.30～2014.9.2	1	
	2	横浜赤レンガ倉庫	広場A(二棟間)／B	バルーンふわふわ H9	2014.8.8～2014.8.18	2	
	3	横浜赤レンガ倉庫	広場B	ラッピングカー(ピカチュウカー)	2014.8.8～2014.8.18	1	車体利用広告
	4	横浜赤レンガ倉庫	広場B	バルーン H2	2014.8.8～2014.8.18	2	広告板
D	1	桜木町駅前広場	イベントスペース	駅前インフォメーションテント	2014.8.8～2014.8.18	1	広告板
	2	桜木町駅前広場	イベントスペース(10日間限定)	ラッピングバス(ピカチュウバス)	2014.8.8～2014.8.18	1	車体利用広告
E	1	海域	横浜港	シーバス ラッピング	2014.7.11～2014.9.10	1	車体利用広告
F	1	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 マストフラッグ	2014.8.8～2014.8.18	41	バナーフラッグ
	2	日本丸	日本丸メモリアルパーク	日本丸 船首横断幕	2014.8.8～2014.8.18	2	バナーフラッグ
	3	日本丸	日本丸メモリアルパーク	掲揚ポール フラッグ	2014.8.8～2014.8.18	21	バナーフラッグ

A	1	コスモワールド 新港	カップヌードルミュージアムパーク	バルーン H2	2014.8.7~2014.8.19	10	広告板
	2	コスモワールド 新港	園内	バルーンふわふわ H9	2014.8.8~8.10 2014.8.15~8.18	1	
	3	コスモワールド 新港	園内	観覧車ラッピング	2014.7.17~2014.9.10	3	壁面看板

A コスモワールド新港

- ビット
- 街灯

A-1 バルーン設置部においても
歩行者用通路として幅員8mが確保できます。



○表面積

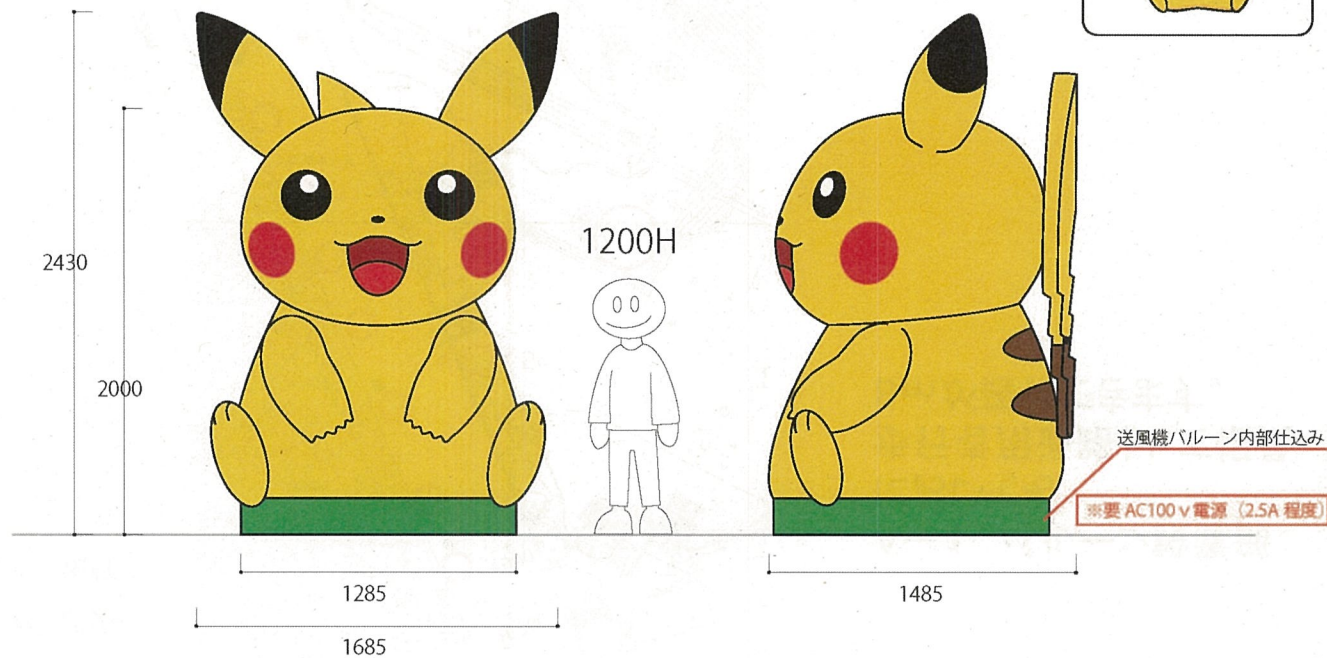
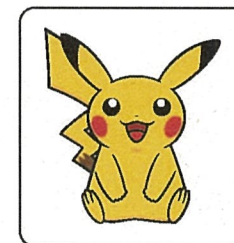
円柱表面積 = 128.9㎡
※直径 × 3.14 × 高さ

○重量

70kg + ウェイト60kg = 130kg

○黄色部分のマンスセル値

【CMYK】C:0 M:16 Y:100 K:0
【RGB】R:255 G:215 B:0



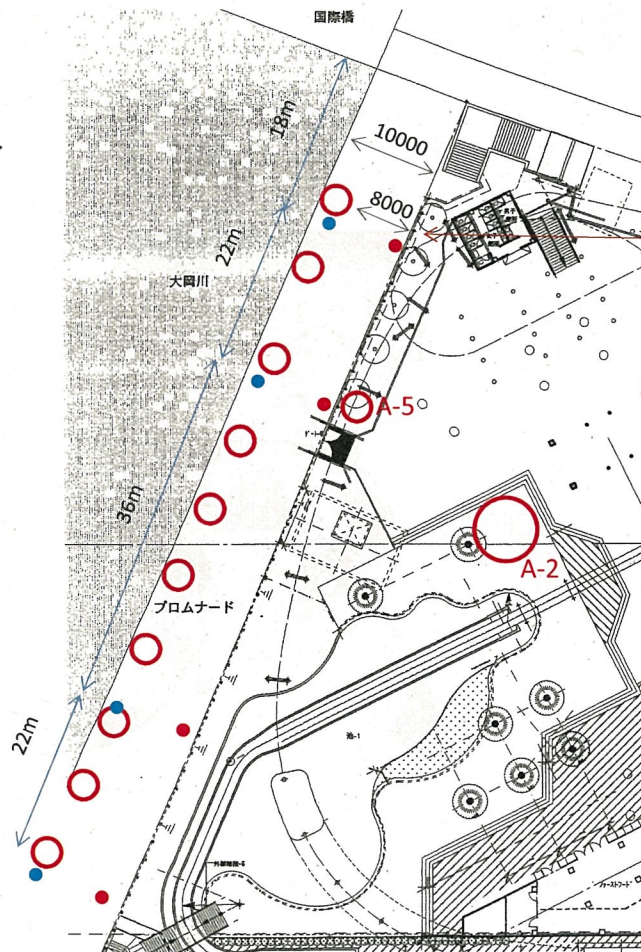
Title	ピカチュウバルーン H2000 / ポケモン様		Date	▶ ▶ ▶
Type	提案イメージ	Size	Scale	

審議会対象



○設置場所詳細図

- ビット
- 街灯



A-1 バルーン設置部
においても
歩行者用通路として幅員
8mが確保できます。

○管理運営方法

○日中の安全について

バルーン内部底面に15kg×4ヶのウェイトを装着し、自重含め130kgを確保。
さらに、海側フェンスにワイヤーで固定する。
コスモワールド内の分電盤から電源を共有。電線の養生はゴムモールで行い転倒防止を図る。
警備員による巡回警備を行う。

○夜間について

バルーンをたたみ周囲をバリカーで囲い、夜間歩行者の転倒防止を図る。
夜間常駐警備員を配置する。



○表面積

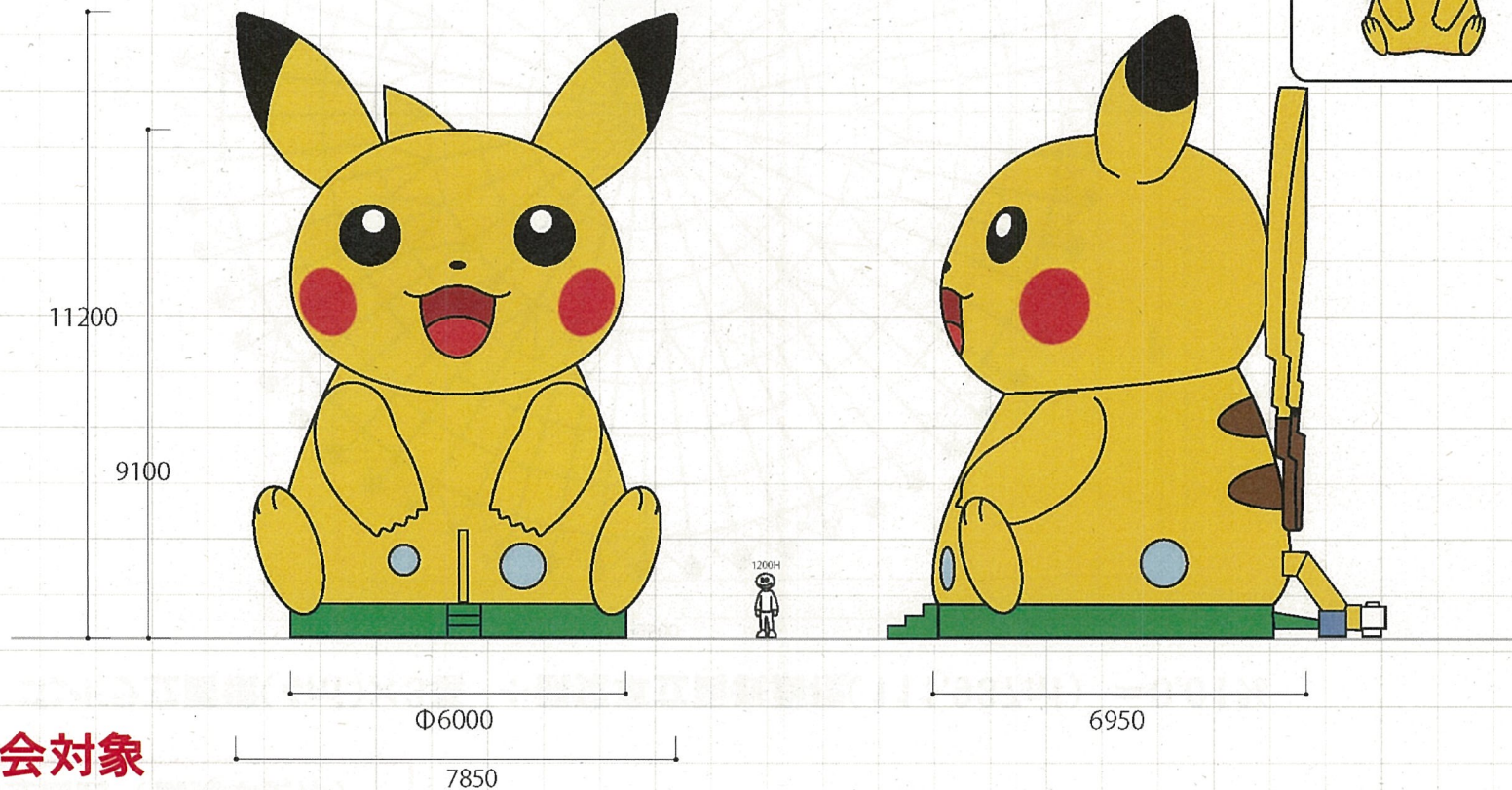
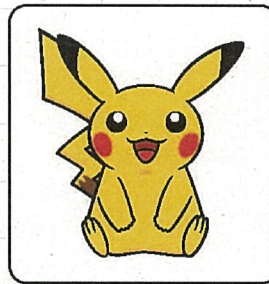
円柱表面積 = 276㎡
※直径 × 3.14 × 高さ

○重量

270kg + ウェイト80kg = 350kg

○黄色部分のマンセル値

[CMYK]C:0 M:16 Y:100 K:0
[RGB]R:255 G:215 B:0

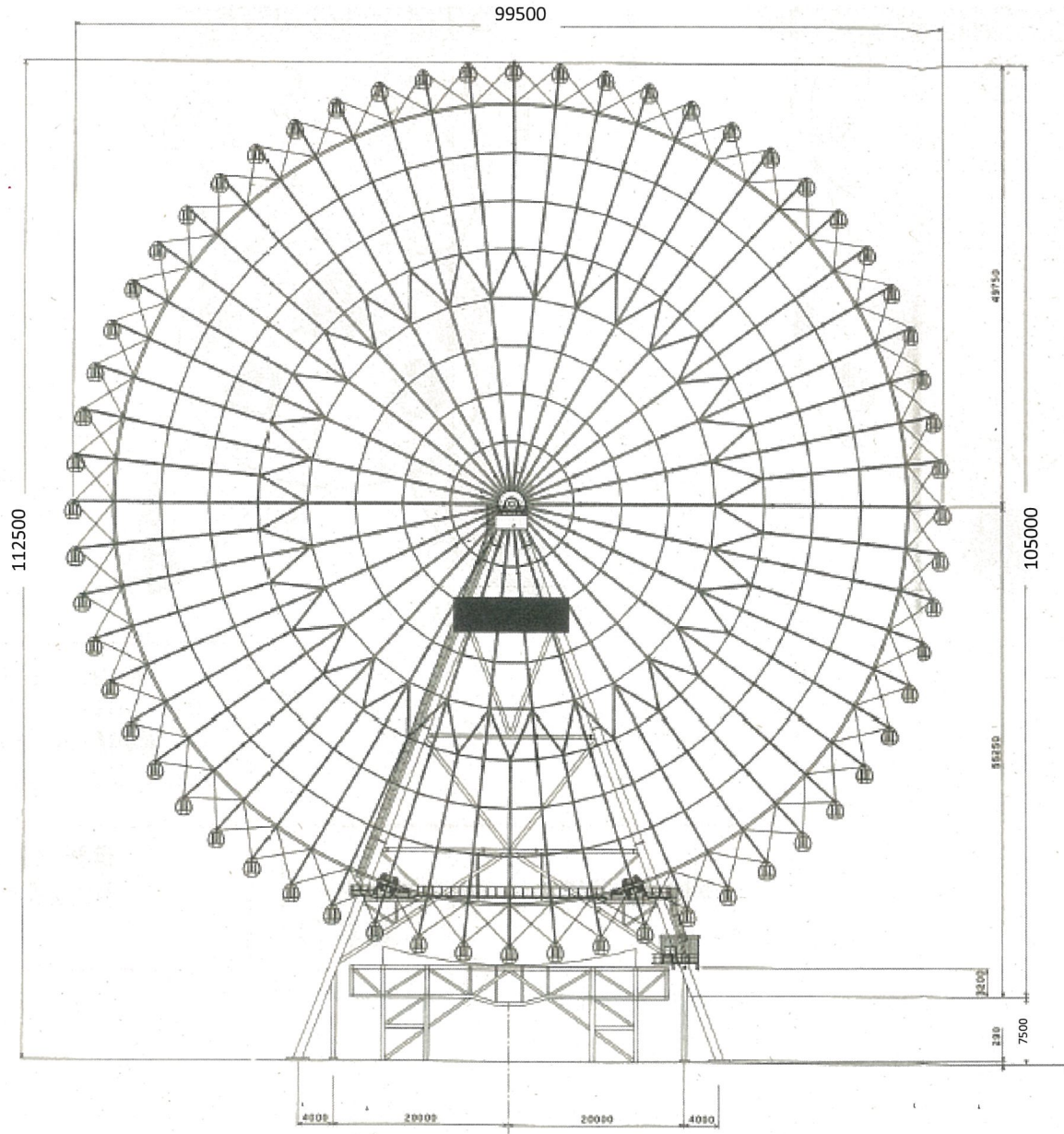


審議会対象

Title	ピカチュウフワフワΦ6000 (バルーン) / ポケモン様	Date	2014/4/30 ▶ 2014/5/8 ▶
Type	提案イメージ	Size	Scale

○全体立面図（観覧車全体）

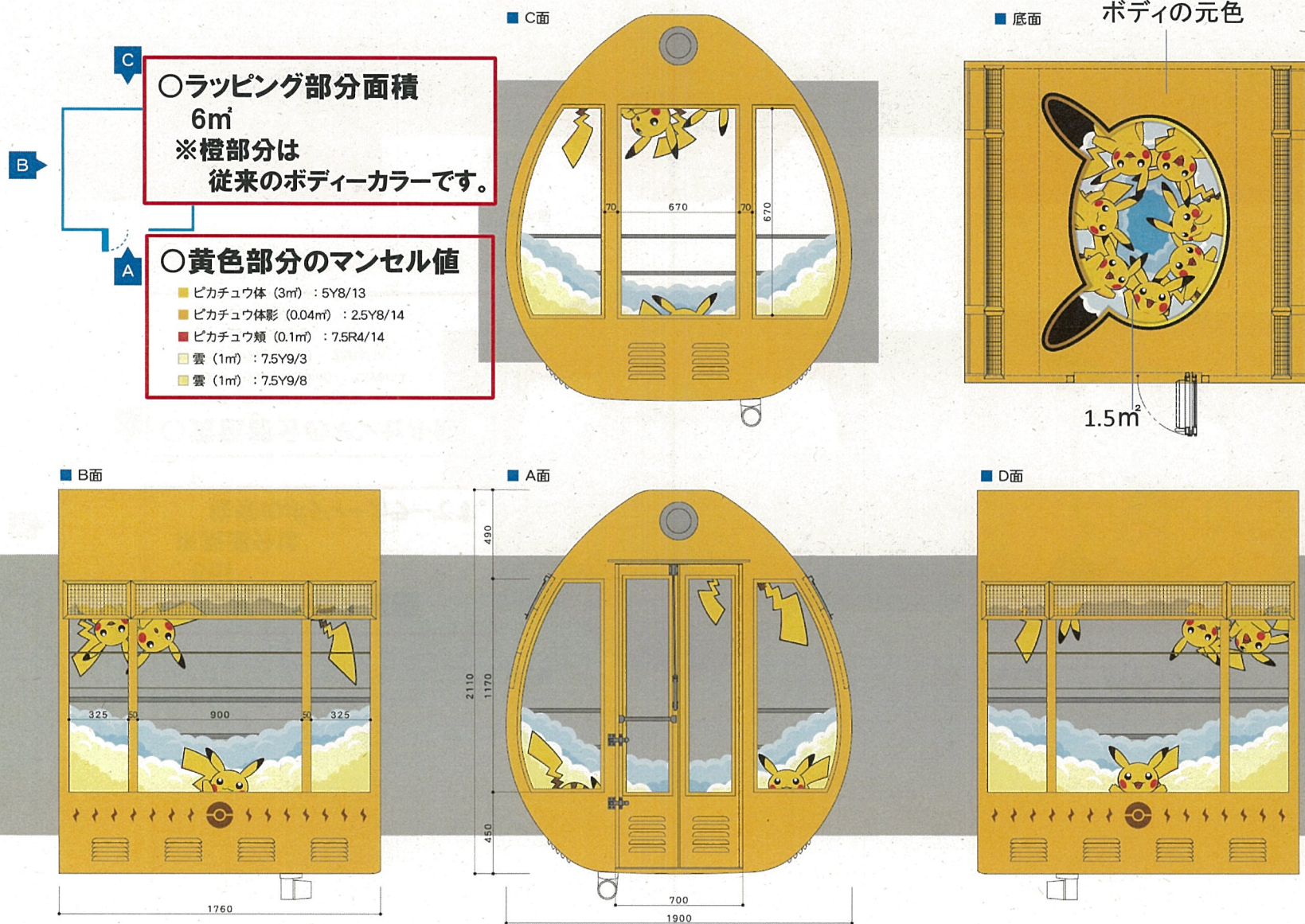
$$\text{ゴンドラ立面積}(4\text{m}^2) \times 3\text{基} \div \text{観覧車立面表面積}(111,937\text{m}^2) = 0.01\%$$



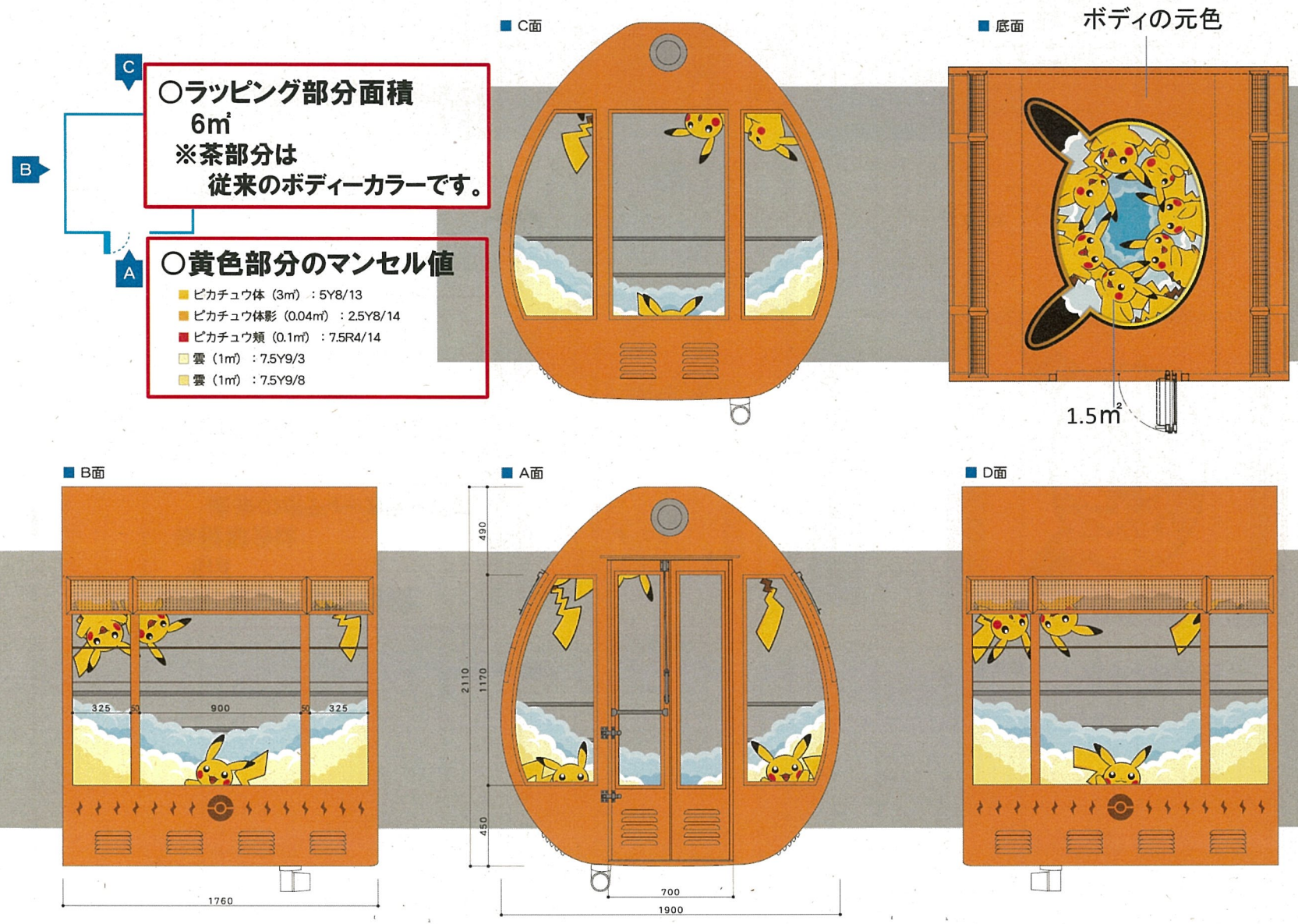
A-3 観覧車ゴンドラ × 3基



A-3 観覧車ゴンドラ × 3基うち①



A-3 観覧車ゴンドラ × 3基うち②



A-3 観覧車ゴンドラ × 3基うち②

